

長久手市の後援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は長久手市が、団体等が市行政に貢献する目的をもって行われる公共性の高い事業又は行事（以下「事業等」という。）を後援するため必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 市が後援を行うことができる事業等は、公共性の高いものかつ営利を目的としないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、県又は地方公共団体が主催（共催）するもの
- (2) 行事の内容、入場料、会場が適当であると認められるもので、かつ、広く市民が参加できるもの
- (3) 過去に市が後援し、相当の効果を挙げた実績のあるもの

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援を許可することができない。

- (1) 専ら営利又は商業宣伝若しくは勧誘を目的とする事業等であると認められるもの
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動と認められるもの
- (3) 事業等又は実施団体が、特定の思想又は宗教的な主義主張に関わると認められるもの
- (4) 事業等又は実施団体が、政治的な主義主張に関わり、かつ、事業等の後援を行うことにより市の中立性を損なうおそれがあるもの
- (5) 公安又は風俗を害するおそれがあるもの
- (6) 暴力団又は暴力団員と関わりがあると認められるもの
- (7) 事業等の開催に当たり、代表者、役員等の責任体制が明確でないなど、事業等の遂行能力が不十分であるもの
- (8) その他適当でないと認められるもの

(申請書の提出)

第3条 事業等の後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の1か月前までに、長久手市後援名義使用申請書（様

式1)を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 団体規約又は会則及び役員名簿
- (2) 開催要領等、事業等の内容がわかるもの
- (3) 入場料等を徴収する事業等については、収支予算書等、収支明細がわかるもの

3 前項の規定にかかわらず、団体規約又は会則及び役員名簿については、前回の申請時から内容に変更があった書類を除き、承認日の属する年度の翌年度から5か年度間有効とし、添付書類を省略することができる。

(審査)

第4条 市長は、第3条の規定による申請を受けたときは、第2条に規定する基準に従い審査を行うものとする。

2 審査は、副市長が専決事項として行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、行政課長が専決事項として行うことができる。

- (1) 当該年度又は過去5か年度中に市の後援の実績がある場合
 - (2) 申請者が国、県若しくは地方公共団体又は市と包括的な連携協定を締結した大学の場合
 - (3) 申請者となる団体の役員に、市長及び副市長が含まれている団体の場合
- (申請者への通知)

第5条 前条の規定により審査を行った結果、後援を許可した場合には、長久手市後援名義使用許可通知書(様式2)を申請者に通知する。なお、許可しなかった場合には、長久手市後援名義使用不許可通知書(様式3)を申請者に通知する。

(変更又は中止の届出)

第6条 申請者は、許可を受けた事業の内容に変更又は中止が生じた場合は、直ちに後援名義使用事業変更(中止)届出書(様式4)を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、後援を許可した事業等について実施前に、申請内容に偽り又

は第2条第2項の規定に該当することが判明した場合には、後援の許可を取り消すものとする。

(実績報告)

第8条 後援の許可を受けた者は、事業等完了後1か月以内に事業実績報告書(様式5)を市長に提出しなければならない。

(審査の内容)

第9条 審査の内容については、公表しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、後援の審査について必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。